

ユアサイド少額短期保険株式会社に対する行政処分について

令和4年12月8日
中国財務局

中国財務局は、本日、ユアサイド少額短期保険株式会社（本社：岡山県岡山市。法人番号：4260001033408。以下「当社」という。）に対し、保険業法第272条の26第1項第4号及び第272条の27の規定に基づき、下記のとおり行政処分を行った。

記

1. 行政処分の内容

中国財務局長（少額短期保険）第3号の登録を取り消す。

2. 処分の理由

(1) 業務改善命令に対する違反について

当社に対しては、保険業法第272条の25第1項に基づき、令和4年9月15日付で業務改善命令を発出し、経営管理態勢の抜本的な見直しや、今後の事業計画を策定し必要な資金調達を行うこと、法令等遵守態勢の構築などに関する業務改善計画（具体策及び実施時期を明記したもの）の策定・実施を求めてきた。

当社はこれを受け、同命令について記載している業務改善計画書を令和4年10月13日までの間に2度にわたって提出してきたものの、以下のとおり、いずれも具体性、実現性に欠け、実効性を伴う業務改善計画書とはなっていない。

- ① 経営管理態勢を抜本的に見直すことを求めているが、代表取締役、取締役及び監査役が少額短期保険業を行う上での経営管理の重要性を十分に理解し、適切に遂行するための具体的な計画が策定されていない。
- ② 事業計画を策定し必要な資金調達を行うことを求めているが、事業計画の算出根拠が不明確であるほか、同計画について保険計理人の意見を得られていない。また、資金調達方法は、実現性に欠けるものとなっている。
- ③ 法令等遵守態勢の構築を求めているが、態勢構築に向けた具体的な計画が策定されていない。

こうした当社の状況は、業務改善命令事項を履行しておらず、保険業法第272条の26第1項第4号に規定する「法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき」に該当するものと認められる。

(2) 財産状況の著しい悪化について

現在の当社の日々の資金繰りは、保険料収入がない中で、取締役や株主からの借入金により一部の事業費を賄っている状況に過ぎず、社会保険料や保険計理人等への外注費などの未払金は、日々増加している。

また、当社において、現金化可能な流動資産は枯渇し、新たな資金調達の見途も立たないことから、全ての支払が不可能となる可能性が高い状態にある。

さらに、当社の財務内容では、新たに保険契約を獲得したとしても、適切な給付金支払を継続することは困難な状況にあると認められる。

以上のとおり、当社においては、少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を継続して行うに足る財務状況になく、保険業法第 272 条の 27 に規定する「少額短期保険業者の財産の状況が著しく悪化し、少額短期保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当でないと認めるとき」に該当するものと認められる。

【本件に関する問い合わせ先】
中国財務局理財部金融監督第三課
電話 082-221-9221(代表)